四天王寺大学短期大学部学則

目次

第１章　総則
第２章　教育研究上の基本組織
第３章　付属施設
第４章　職員及び教育研究実施組織等
第５章　運営組織
第６章　修業年限、在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日
第７章　教育課程、履修方法及び単位の授与等
第８章　卒業及び学位の授与
第９章　教育職員免許状及びその他の所要資格
第10章　入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等
第11章　入学検定料、入学金、授業料等
第12章　科目等履修生等、特別聴講学生及び学術交流生
第13章　公開講座
第14章　賞罰
第15章　寄宿舎
第16章　本学則の改廃

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は、私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき設立される学校法人四天王寺学園（以下「本学園」という。）によって設置される四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（主たる事務所の所在地）

第２条　本学の主たる事務所は、大阪府羽曳野市学園前三丁目２番１号に置く。

（目的）

第３条　本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、深く専門の学術を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養い育て、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

（自己点検・自己評価等）

第４条　本学は、学校教育法第109条第１項の規定に基づき、教育研究の水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下この条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下この条において「自己点検・自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

２　本学は、学校教育法第109条第２項の規定に基づき、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下この条において「認証評価」という。）を受けるものとする。

３　本学は、自己点検・自己評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

４　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第166条の規定に基づく自己点検・自己評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　教育研究上の基本組織

（学科、収容定員及び教育研究上の目的）

第５条　本学に、次の学科を置く。

保育科

ライフデザイン学科

２　前項の学科の入学定員及び収容定員は、別表第１のとおりとする。

（学科の教育研究上の目的）

第６条　前条第１項の学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

第３章　付属施設

（図書館、学内共同教育研究施設及び保健センター）

第７条　本学の職員及び学生は、本学園が設置する四天王寺大学（以下「四天王寺大学」という。）の付属施設（図書館、学内共同教育研究施設及び保健センター）を共同で利用するものとする。

第４章　職員及び教育研究実施組織等

（職員）

第８条　本学に、学長、副学長、短期大学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

（学長）

第９条　学長は、四天王寺大学の学長をもって充てる。

２　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長）

第10条　副学長は、四天王寺大学の副学長をもって充てる。

２　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

３　副学長は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

４　前３項に規定するもののほか、副学長に関し必要な事項は、別に定める。

（短期大学部長）

第11条　短期大学部長は、学長の命を受け、本学の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（学長補佐）

第12条　本学に、必要に応じて、学長補佐を置く。

２　学長補佐は、学長の命を受けて特定の業務等を遂行する。

３　前２項に規定するもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

（学科長）

第13条　学科に、学科長を置く。

２　学科長は、当該学科の校務をつかさどる。

（短期大学部長、学長補佐及び学科長の任命等）

第14条　第11条から前条までに規定する役職者の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

（名誉学長及び名誉教授）

第15条　本学に名誉学長及び名誉教授を置くことができる。

２　名誉学長及び名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究実施組織等）

第16条　本学は、教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

２　本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

３　本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助

等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する。

４　前３項に規定するもののほか、教育研究実施組織に関し必要な事項は、別に定める。

（授業科目の担当）

第17条　各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら本学の教育研究に従事するものに限る。）又は１年につき８単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

２　演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

３　各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

（組織的な研修等）

第18条　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

２　本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施する。

３　本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

第５章　運営組織

（教育研究評議会）

第19条　本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

２　教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

（各種委員会等）

第20条　本学に、特定の事項を審議するため、委員会等を置く。

２　委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

（大学運営会議）

第21条　本学に、学長の諮問に応じて調査・協議するほか、本学の運営に関して本学内の意見調整等を行う機関として、大学運営会議を置く。

２　大学運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第22条　本学に、教授会を置く。

２　教授会は、基幹教員をもって構成する。ただし、短期大学部長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

３　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了

(2)　学位の授与

(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

４　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短期大学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

５　前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　修業年限、在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日

（修業年限）

第23条　本学の学科の修業年限は２年とする。

（修業年限の通算）

第24条　第69条第１項の科目等履修生又は同条第２項の特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の２分の１を超えてはならない。

（在学期間）

第25条　在学期間は、修業年限の２倍の年数を超えることはできない。

（学年）

第26条　学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第27条　学年は、次の２学期に分ける。

夏学期　４月１日から９月19日まで。

冬学期　９月20日から翌年３月31日まで。

２　必要がある場合は前項の期間を変更することができるものとする。

３　第１項に規定する各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

（１年間の授業期間）

第28条　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第29条　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（休業日）

第30条　休業日は原則として次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　本学園の創立記念日　２月22日

(4)　夏期休業日　８月５日から８月31日まで

(5)　冬期休業日　12月27日から１月７日まで

(6)　春期休業日　３月15日から４月１日まで

２　必要がある場合は前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第７章　教育課程、履修方法及び単位の授与等

（教育課程の編成方針）

第31条　本学は、学校教育法施行規則第165条の２第１項第１号及び第２号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては、本学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

３　教育課程は、授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に区分し、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位に算入しない。

（授業科目及び履修方法）

第32条　各学科の学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修しなければならない。

２　教育課程の授業科目、単位等及び履修方法は、別に定める。

（授業の方法）

第33条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（単位）

第34条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第33条第１項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第35条　本学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

２　試験は履修した授業科目について、筆記、口述、論文等の方法によって行う。

３　前２項に規定するもののほか、単位の修得及び試験に関し必要な事項は、別に定める。

（成績評価基準等の明示等）

第36条　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

（履修科目の登録の上限）

第37条　本学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

２　本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

３　前２項に規定するもののほか、履修科目の登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。

（他の学科の授業科目の履修等）

第38条　学生は、他の学科の授業科目を履修又は聴講することができる。

２　他の学科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各学科において定める。

（他の大学における授業科目の履修等）

第39条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が、第60条の規定により、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第40条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数の認定）

第41条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位（第69条第１項及び同条第２項の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、第39条第２項の場合について準用する。

３　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

４　本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本学における授業科目（職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし、15単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

５　前各項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第57条の規定による再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第39条第２項において準用する同条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第８章　卒業及び学位の授与

（卒業の要件）

第42条　卒業の要件は、第23条に規定する修業年限以上在学し、62単位以上を本学の定めるところにより修得することとする。

２　前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第33条第２項に定める授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

（学位）

第43条　学長は、卒業を認めた者に対して、短期大学士の学位を授与する。

２　学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　教育職員免許状及びその他の所要資格

（教育職員免許状）

第44条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第42条第１項規定によるほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

２　本学の学科において、前項の規定により所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第２のとおりとする。

（その他の資格）

第45条　本学において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項第１号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得し、卒業した者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

２　保育科において児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第６条の２の２第１項第３号の規定によりこども家庭庁長官の定める修業教科目の単位を修得し、卒業した者は、保育士資格を得ることができる。

第10章　入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

（入学時期）

第46条　入学の時期は、夏学期・冬学期の始めとする。

（入学資格）

第47条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者（大学入学資格検定合格者を含む）

(8)　その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学志願）

第48条　入学志願者は本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学者選抜）

第49条　入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

２　入学者の選抜は、学校教育法施行規則第165条の２第１項第３号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第50条　前条第１項の合格者は指定の期日までに本学所定の誓約書、保証契約書を提出するとともに入学金及び授業料等の一部を納入しなければならない。

２　学長は前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

（保証人）

第51条　前条の保証契約書の保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。

２　その他、保証人に関して必要な事項は別に定める。

（身上異動手続）

第52条　学生に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届出なければならない。

（休学）

第53条　病気その他やむを得ない事情のため、引続き６週以上にわたり修学することができない者は、その事由を付して休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

２　病気等のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。

３　休学した者はその学期の試験を受けることはできない。

（休学の期間）

第54条　休学期間は休学を許可された日から当該学期末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、翌学期末まで休学の延長を認めることができる。

２　休学の期間は連続して２年を超えることはできない。

３　休学期間は通算して２年を限度とする。

４　休学期間は在学年数に算入しない。

（復学）

第55条　休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、病気回復による復学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

２　復学の時期は学期の始めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認め

られない。

３　復学の手続きは休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

（願い出による退学）

第56条　退学しようとする者は、その事由を付して学長に退学を願い出てその許可を得なければならない。

（再入学）

第57条　本学を一旦退学した者で、２年以内に同じ学部に再入学を申し出た場合は、在学中の成績等を審査の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

（本学から他の大学への転学）

第58条　本学に在学中の者で、他の大学に転学しようとする者は、その事由を付して学長に願い出て、許可を得なければならない。

（転学科）

第59条　学長は、本学の他の学科に転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、審査の上、許可することができる。

２　転学科に関し必要な事項は、別に定める。

（留学）

第60条　留学は、本人の教育上有益と認められる範囲で本学がこれを認め、その許可を得た場合は、これを行うことができる。

２　前項に定める留学を行おうとする者は､その事由を付して学長に願い出なければならない

（留学期間）

第61条　前条による留学の期間は別に定める。

（除籍）

第62条　次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1)　授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(2)　第25条に定める在学期間を超えた者

(3)　第54条に定める休学期間を超えて、なお復学しない者

(4)　休学期間終了日までに復学又は休学の継続又は退学のいずれかの手続きを取らなかった者

(5)　死亡又は長期間にわたり所在不明の者

（復籍）

第63条　前条第１号に該当し除籍となった者が２年以内に当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合又は同項第３号若しくは同項第４号に該当し除籍となった者が２年以内に復籍を願い出た場合は、在学中の成績等を審査の上、学長がこれを許可することがある。

（外国人留学生）

第64条　日本の国籍を有しない者で我が国の大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生については、本学則の学生に関する規定を準用する。

３　前２項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章　入学検定料、入学金、授業料等

（諸納付金）

第65条　本学の入学検定料、入学金、授業料等（授業料、運営維持費、施設拡充費、在籍料をいう）の額及び納入について、必要な事項は別に定める。

（休学中の授業料等）

第66条　１学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

２　退学する者又は退学若しくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

（返還）

第67条　既納の入学検定料及び入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

２　既納の授業料等は、入学手続時における授業料等で当該年度の始まる前日の３月31日まで(当日が休日に当たるときは休日の前日まで)に入学辞退の申出があった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

（奨学金）

第68条　学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第12章　科目等履修生等、特別聴講学生及び学術交流生

（科目等履修生等）

第69条　本学は、本学の定めるところにより、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与える

ことができる。

２　本学は、本学の定めるところにより、本学の学生以外の者で学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

３　科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第37条の規定を準用する。

４　学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

５　前各項に規定するもののほか、科目等履修生及び特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第70条　他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、本学が開設する授業科目を履修させることがある。

２　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（学術交流生）

第71条　外国の大学あるいはそれに相当する教育機関に在学中の者、又はこれを卒業した者で、日本国内の教育機関等において教育を受ける目的、あるいは学術交流を行う目的をもって入国し、本学においてその目的の達成を希望する者があるときは、当該外国公館若しくは公共機関等の発行する身分証明書又は推薦書のある場合に限り、審査のうえ学術交流生として受け入れることがある。

２　学術交流生に対する単位の授与については、第37条の規定を準用する。

３　前２項に規定するもののほか、学術交流生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章　公開講座

（公開講座）

第72条　本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第14章　賞罰

（表彰）

第73条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長は、これを表彰することがある。

(1)　学業成績及び人物が特に優秀な者

(2)　他の学生の模範とすべき篤行のある者

（懲戒）

第74条　学生に、本学園の建学の精神、教育方針、学則及び諸規程等に違反する又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

２　前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

３　前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当な事由がなく出席常でない者

(4)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5)　訓告または停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

４　前３項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

（遵守事項）

第75条　学生が遵守しなければならない事項は本学則に規定するもののほか、別に定める。

第15章　寄宿舎

（寄宿舎）

第76条　本学に、寄宿舎を置く。

２　寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第16章　本学則の改廃

（本学則の改廃）

第77条　この学則の改正は、教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て、本学園の理事会が行う。

附　則

この学則は、昭和32年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和49年４月１日から施行する。ただし第21条、及び第32条の規定は昭和48年12月20日から適用する。

附　則

この学則は、昭和50年４月１日から施行する。ただし第21条、第22条及び第32条の規定は昭和50年１月８日から適用する。

附　則

この学則は、昭和51年４月１日から施行する。ただし第21条、第22条及び第32条の規定は昭和51年１月８日から適用する。

附　則

この学則は、昭和52年４月１日から施行する。ただし第21条、第22条及び第32条の規定は昭和52年１月８日から適用する。

附　則

この学則は、昭和53年４月１日から施行する。ただし第21条、第22条及び第32条の規定は昭和52年12月１日から適用する。

附　則

この学則は、昭和54年12月10日から施行する。旧学則は同日付をもって廃止する。

附　則

この学則は、昭和55年４月１日から施行する。ただし経過措置として次のとおり定める。

(1)　昭和54年度以前の入学生については、第13条及び別表第１の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

(2)　昭和54年度以前の入学生については、第37条及び第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」及び「休学中の授業料等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和56年４月１日から施行する。ただし経過措置として次の通り定める。

(1)　昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第１の規定にかかわらず、「卒

業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

(2) 昭和54年度以前の入学生については、第37条及び第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」及び「休学中の授業料等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和57年４月１日から施行する。ただし経過措置として次のとおりと定める。

(1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第１の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

(2) 昭和54年度以前の入学生については、第37条及び第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」及び「休学中の授業料等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和58年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は昭和58年度入学生に対して昭和57年12月10日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条及び別表第１の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」及び「授業科目の編成、単位数等」の取扱いは、なお従前の例による。

(1) 昭和54年度以前の入学生については、第37条及び第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」及び「休学中の授業料等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和59年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は昭和59年度入学生に対して昭和58年12月10日から適用する。

附　則

この学則は、昭和59年４月１日から一部改正に施行する。ただし、昭和58年度以前の入学生には第13条２項に定める「進級の基準」を適用せず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和60年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は昭和60年度入学生に対して昭和59年12月10日から適用する。

附　則

この学則は、昭和61年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定

は昭和61年度入学生に対して昭和60年11月13日から適用する。

附　則

この学則は、昭和61年４月１日から施行する。

ただし第６条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保健科	100	200	100	200	100	200
保育科	100	200	100	200	100	200
生活科学科	200	300	200	400	100	300
英語科	200	300	200	400	100	300
計	600	1,000	600	1,200	400	1,000

附　則

この学則は、昭和62年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は昭和62年度入学生に対して昭和61年12月５日から適用する。

附　則

この学則は、昭和63年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は昭和63年度入学生に対して昭和62年11月28日から適用する。

附　則

この学則は、平成元年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は平成元年度入学生に対して昭和63年11月29日から適用する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は平成２年度入学生に対して平成元年11月30日から適用する。

附　則

この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は平成３年度入学生に対して平成２年11月30日から適用する。

附　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし第22条、第24条及び第36条の規定は平成４年度入学生に対して平成３年12月３日から適用する。

附　則

この学則は、平成５年４月１日から施行する。ただし平成４年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は平成６年４月１日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）及び第41条（除籍）の規定は平成５年度入学生に対しては平成５年４月１日に遡って適用する。ただし平成４年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）及び第41条（除籍）の規定は平成５年度入学生に対しては平成５年４月１日に遡って適用する。ただし平成４年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）及び第41条（除籍）の規定は平成５年度入学生に対しては平成５年４月１日に遡って適用する。ただし平成４年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）及び第41条（除籍）の規定は平成５年度入学生に対しては平成５年４月１日に遡って適用する。ただし平成４年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業及び進級の要件」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成10年４月１日から施行する。ただし、平成９年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、平成９年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第17条、第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「その他の資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の規定による。

附　則

この学則は、平成12年４月１日から施行する。ただし、第６条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年度／学科別	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
保育科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
生活科学科	190人	390人	180人	370人	170人	350人	160人	330人	150人	310人	100人	250人
英語科	190人	390人	180人	370人	170人	350人	160人	330人	150人	310人	100人	250人
計	580人	1,180人	560人	1,140人	540人	1,100人	520人	1,060人	500人	1,020人	400人	900人

附　則

この学則は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第６条に規定する入学定員及び収容定員は、平成16年度までの間、次のとおりとする。

年度／学科別	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
保育科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
生活科学科（生活科学専攻）	140人	330人	130人	270人	120人	250人	110人	230人	110人	220人
生活科学科（生活福祉専攻）	40人	40人	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人
英語科	180人	370人	170人	350人	160人	330人	150人	310人	100人	250人

計	560人	1,140人	540人	1,100人	520人	1,060人	500人	1,020人	450人	950人

附　則

この学則は、平成14年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成14年４月１日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第15条及び第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、従前の例による。なお、第６条に規定する入学定員及び収容定員は平成17年度までの間、次のとおりとする。

年度 学科別	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科	100人	200人	100人	200人
保育科	100人	200人	100人	200人
生活科学科 （生活科学専攻）	110人	230人	110人	220人
生活科学科 （生活福祉専攻）	40人	80人	40人	80人
英語科	100人	260人	100人	200人
計	450人	970人	450人	900人

附　則

この学則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、平成16年度入学生については第14条（授業科目の編成等）の規定にかかわらず保育科専門教育科目の取扱いは、なお従前の例による。また平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の

資格」及び「単位の計算方法」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成18年４月１日から施行する。ただし、経過措置として次のとおり定める。また、第24条第２項については、平成18年１月１日より一部変更し施行する。

(1)　平成17年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」のうち基本教育科目及び専門教育科目の取扱いは、なお従前の例による。

(2)　平成17年度以前の入学生については、第13条及び第15条乃至第17条の規定にかかわらず「授業科目」、「卒業の要件」、「教員免許状」及び「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成18年７月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年４月１日より一部改正し施行する。ただし平成18年度以前の入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成19年８月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成20年４月１日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりとする。

(1)　平成19年度以前の入学生については、第５条、第６条の規定にかかわらず、「学科」、「学生定員」は従前の例による。

(2)　平成19年度以前の入学生については、第13条乃至第18条及び第20条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」、「単位の計算方法」及び「試験等の評価」の取扱いは、なお従前の例による。

(3)　第６条の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度／学科	平成20年度		平成21年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科	0人	100人	0人	0人
保育科	100人	200人	100人	200人

生活科学科				
生活科学専攻	100人	210人	100人	200人
生活福祉専攻	40人	80人	40人	80人
英語科	0人	100人	0人	0人
計	240人	690人	240人	480人

附　則

この学則は、平成20年７月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成21年４月１日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」及び「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成21年８月１日から施行する。

附　則

この学則附則46にて経過措置をとっていた保健科及び英語科を平成21年９月30日をもって廃止とする。

附　則

この学則は、平成22年４月１日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定める。

(1)　平成21年度以前の入学生については、第５条及び第６条の規定にかかわらず「学科」、「学生定員」は従前の例による。

(2)　平成21年度以前の入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」は、なお従前の例による。

(3)　第６条の規定にかかわらず入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度／学科	平成22年度		平成23年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	100人	200人	100人	200人
生活科学科				
生活科学専攻	0人	100人	0人	0人
生活福祉専攻	0人	40人	0人	0人
生活ナビゲーション学				

科				
ライフデザイン専攻	100人	100人	100人	200人
生活福祉専攻	40人	40人	40人	80人
計	240人	480人	240人	480人

附　則

この学則は、平成22年５月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成23年４月１日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、経過措置として次のとおりと定める。

(1)　平成23年度以前の入学生については、第５条及び第６条の規定にかかわらず「学科、専攻」、「学生定員」は従前の例による。

(2)　平成23年度以前の入学生については、第14条、第15条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「その他の資格」は、なお従前の例による。

(3)　第６条の規定にかかわらず入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	平成24年度		平成25年度	
学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	100人	200人	100人	200人
生活科学科				
生活福祉専攻	0人	0人	0人	0人
生活ナビゲーション学科				
ライフデザイン専攻	100人	200人	100人	200人
生活福祉専攻	0人	40人	0人	0人
ライフケア専攻	40人	40人	40人	80人
計	240人	480人	240人	480人

附　則

この学則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」及び「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成25年４月１日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」及び「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成25年７月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学生については、第14条、第15条及び第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」及び「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成27年９月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成29年３月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、平成28年度以前入学生については、第６条の規定にかかわらず入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度 学科	平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	120人	220人	120人	240人
生活ナビゲーション学科	100人	200人	100人	200人
ライフデザイン専攻	20人	60人	20人	40人
ライフケア専攻				
計	240人	480人	240人	480人

附　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和元年12月25日から施行する。

附　則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。だたし、経過措置として次のとおり運用する。

(1)　令和２年３月31日以前に留学及びインターンシップ等を所管部署へ手続きを行う、もしくは参加した学生については学則別表第１授業科目の編成･単位数にかかわらず留学及びインターンシップ等の単位の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学生については、第14条及び第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」及び「卒業の要件」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則は､令和４年４月１日から施行する｡ただし､経過措置として次のとおりとする。

(1)　令和３年度以前の入学生については、第５条、第14条、第15条及び第17条の規定にかかわらず「学科、専攻」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、及び「その他の資格」の取扱いは、なお従前の例による。

(2)　第６条の規定にかかわらず、令和５年度までの間、入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度 学科	令和4年度	
	入学定員	収容定員
保育科	120人	240人
ライフデザイン学科	100人	100人
生活ナビゲーション学科		
ライフデザイン専攻	0人	100人
ライフケア専攻	0人	20人

計	220人	460人

年度 学科	令和5年度	
	入学定員	収容定員
保育科	120人	240人
ライフデザイン学科	100人	200人
生活ナビゲーション学科		
ライフデザイン専攻	0人	0人
ライフケア専攻	0人	0人
計	220人	440人

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和４年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取扱いは、なお従前の例による。

附　則

この学則附則69にて経過措置を講じていた生活ナビゲーション学科ライフケア専攻を令和５年３月31日をもって廃止する。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年９月１日から施行する。なお第29条（入学手続）、第30条（保証人）、第36条（再入学等）及び第41条（除籍）の規定は令和６年４月１日に遡って適用する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第５条第２項関係）

学科名	入学定員	収容定員
保育科	40人	80人
ライフデザイン学科	40人	80人
計	80人	160人

別表第２（第44条第２項関係）

学科名	免許状の種類
保育科	幼稚園教諭　2種免許状